

○ 西いぶり広域連合職員の管理職員の範囲を定める規則

〔平成12年3月28日
公平委規則第3号〕

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員の範囲)

第2条 本広域連合に勤務する職員のうち、管理職員は別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

機 関 名	管理職員の職名又は補職名
議会事務局	事務局長 課長
広域連合部局	事務局長 事務局次長 室長 課長 課長補佐
選挙管理委員会 事 務 局	事務局長
監査委員事務局	事務局長 主幹
公平委員会事務局	事務局長